

# 釧路地区バスケットボール協会 U12 部会 規約

## 第一章 総 則

- 第 1 条 本協会は、「釧路地区バスケットボール協会 U12 部会」と称する。
- 第 2 条 本協会は、ミニバスケットボールを通して、児童期における心身の健全な発達を図り、その技術を向上させるために必要な事業を行い、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本協会は、北海道バスケットボール協会 U12 部会に加盟し、釧路管内及び根室管内に所属する団体をもって構成する。
- 第 4 条 本協会の事務局は、事務局長所在校（川上郡標茶町川上 1 丁目 24 標茶町立標茶小学校）に置く。

## 第二章 事 業

- 第 5 条 本協会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 各種競技会の主催、主管または後援
  2. 各種競技会に対する役員への派遣
  3. 競技力向上に関する研究及び指導並びに競技規則の研究
  4. 各種講習会の開催並びに講師派遣、招聘
  5. 審判員の派遣並びに養成
  6. その他の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 役 員

- 第 6 条 本協会には、次の役員を置く
1. 会長 1 名
  2. 副会長 若干名
  3. 理事長 1 名
  4. 事務局長 1 名
  5. 各委員会委員長（総務、審判、競技会、強化・育成、普及・広報に各 1 名）
  6. 釧路 DC マネージャー
- 第 7 条 本協会の会計監査は、理事長が行う。
- 第 8 条 本協会に名誉会長 1 名、並びに顧問若干名を置くことができる。
- 第 9 条 会長は本協会を代表し、会務を総理する。
- 第 10 条 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 理事長は総会より委任された事業、その他必要な事項を規約に基づき執行・処理・運営の責にあたる。また、事務局・各委員会の動向を把握し、適切な活動が推進されるように、その一切を監督する。
- 第 12 条 事務局長は理事長の指示に基づき、庶務一切の事務的事項を処理する。
- 第 13 条 各委員会委員長は、各委員と連携し、それぞれの担務を遂行する。
- 第 14 条 総務委員会 は本協会の会計一切の事務を処理する。
- 第 15 条 監査委員（理事長）は会計業務を監査し、総会にその結果を報告する。
- 第 16 条 役員任期は次の通りとする。
1. 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
  2. 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 増員により選出された役員任期は前項に準ずる。

## 第四章 会 議

第17条 本協会の会議は次の通りとし、会長が招集し、理事長が議長となる。

1. 定期総会（年2回）
2. 臨時総会
3. 役員会

第18条 定期総会は毎年2回（4月・2月）開催し、次の事項を審議する。

1. 協会総会（4月）
  - ・事業完了報告 及び 会計決算報告
  - ・事業計画案 及び 会計予算案
  - ・各委員会の活動計画
  - ・本規約の改廃
  - ・その他の重要事項
2. 協会反省会（2月）
  - ・各委員会の活動反省
  - ・その他の重要事項

第19条 臨時総会は会長が必要と認めた時、並びに会員の三分の二以上の要請があった時に開催する。

第20条 役員会は第6条に示す役員をもって構成し、総会提出の議案、その他の会務に関する重要事項を審議する。

第21条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

## 第五章 会 計

第22条 本協会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

第23条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第六章 付 則

第24条 この規約は、平成25年4月6日より施行する。

改定 平成31年4月1日  
令和 2年4月1日